

利用上の注意

1 集計の範囲

この報告書は、経済産業省所管により平成14年12月31日現在で実施された、平成14年工業統計調査の結果のうち、横浜市分について本市が独自に集計したものです。

各数値は、従業者が4人以上の事業所について集計したものです。

ただし、有形固定資産投資総額など、従業者30人以上の事業所のみ調査を行っている項目は、従業者30人以上の事業所についての集計となっています。詳細は「2 集計項目の定義」を参照してください。

なお、調査日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所については集計から除外しています。

2 集計項目の定義

(1) 事業所数

平成14年12月31日現在の数値です。

(2) 従業者数

平成14年12月31日現在の数値です。なお、従業者数には臨時雇用者数は含まれません。

従業者数 = 常用労働者数 + 個人事業主及び無給家族従業者数

常用労働者

常用労働者とは次のいずれかの者をいいます。

期間を決めず、又は1か月を超える期間を決めて雇われている者。

日々又は1か月以内の期間を限って雇われていた者のうち、その月とその前月にそれぞれ18日以上雇われた者。

親企業からの出向従業者、人材派遣会社からの派遣従業者などは、 に準じて扱います。

重役、理事など役員のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

事業主の家族で、その事業所に働いている者のうち、常時勤務して毎月給与の支払を受けている者。

従業上の地位別常用労働者

常用労働者を次の3つの従業上の地位別に分類しています。

正社員、正職員

一般に正社員、正職員等と呼ばれている者で、他企業に出向している者を除きません。

パート・アルバイト等

一般に、パートタイマー、アルバイト、嘱託等と呼ばれている者をいいます。

出向・派遣受入者

他の企業から受け入れている出向者、及び派遣企業からの派遣者をいいます。

個人事業主及び無給家族従業者

業務に従事している個人事業主と、その家族で無報酬で常時就業している者をいいます。したがって、実務にたずさわっていない事業主と、その家族で手伝い程度のものは含まれません。

臨時雇用者

常用労働者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている人や日々雇用されている人を12月給与の帳簿締切日現在で把握したものです。

年間延常用労働者数

常用労働者の1月から12月までの毎月末の現在数の合計です。

集計上の定義

従業者30人以上の事業所の常用労働者毎月末現在数の合計と、従業者29人以下の事業所の常用労働者年末現在数を12倍した数とを合計した数値です。

(3) 現金給与総額

平成14年1年間に、常用労働者のうち雇用者に対して、決まって支給された給与（基本給、諸手当等）及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額と、その他の給与額（常用労働者のうち雇用者に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に対する支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額等）の合計額です。

集計上の定義

現金給与総額の内訳のうち、常用労働者は、従業者4人以上の事業所の「決まって支給された給与及び特別に支払われた給与」と、従業者4～29人の事業所の「その他の給与額」の合計です。一方、その他は、従業者30人以上の事業所の「その他の給与額」です。

(4) 原材料使用額等

平成14年1年間の合計数値で、消費税額を含んだ数値です。

原材料使用額等 = 原材料使用額 + 燃料使用額 + 電力使用額 + 委託生産費

原材料使用額

主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品等の使用額で、原材料として使用した石炭、石油等も含まれます。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。

燃料使用額

暖房用を含みます。

電力使用額

購入した電力の使用額をいい、電灯用を含みます。

委託生産費

原材料又は中間製品を他の企業の工場等に支給して、製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃です。

集計上の定義

原材料使用額等のうち原材料使用額は、従業者4人以上の事業所の「原材料使用額」と、従業者4～29人の事業所の「燃料使用額」、「電力使用額」及び「委託生産費」の合計です。一方、燃料使用額、電力使用額及び委託生産費は、従業者30人以上の事業所の数値です。

(5) 製造品出荷額等

平成14年1年間の合計数値で、消費税等内国消費税を含んだ数値です。

**製造品出荷額等 = 製造品出荷額 + 加工賃収入額 + 修理料収入額 +
くず・廃物の出荷額 + その他の収入額**

製造品出荷額

その事業所の所有する原材料によって製造されたもの（原材料を他に支給して製造されたものを含む）を、平成14年中にその事業所から出荷した場合の工場出荷額です。

加工賃収入額

平成14年中に他の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他の所有に属する製品、又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対し受け取った又は受け取るべき加工賃です。

修理料収入額

他人のものを修理して受け取る修理料をいいます。（船舶、鉄道車両等の修理を除く）

くず・廃物の出荷額、その他の収入額

製造品として取り扱う、くず・廃物の出荷額及び販売電力料金・冷蔵保管料を指します。

(6) 1事業所当たりの製造品出荷額等

$$\frac{1 \text{ 事業所当たりの製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額}_{\text{注1}} + \text{推計消費税額}_{\text{注2}})}{\text{事業所数}}$$

(7) 従業者1人当たりの製造品出荷額等

$$\frac{\text{従業者1人当たりの製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額}_{\text{注1}} + \text{推計消費税額}_{\text{注2}})}{\text{従業者数}}$$

(8) 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額

事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したもので、原材料を他に支給して製造される委託生産品を含んでいます。

集計上の定義

従業者30人以上のみの数値です。

(9) 生産額

次のア及びイにより算出した数値です。

ア 従業者30人以上

$$\text{生産額} = \text{製造品出荷額等} + (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額})$$

イ 従業者4人以上29人以下

在庫額を調査していないため、**製造品出荷額等 = 生産額**としています。

(10) 付加価値額

次のア及びイにより算出した数値です。

ア 従業者30人以上

$$\text{付加価値額} = \text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額}_{\text{注1}} + \text{推計消費税額}_{\text{注2}}) \\ - \text{原材料使用額等} - \text{減価償却額}$$

イ 従業者4人以上29人以下

在庫額及び減価償却額を調査していないため、**粗付加価値額 = 付加価値額**としています。

$$\text{粗付加価値額} = \text{製造品出荷額等} - (\text{消費税を除く内国消費税額}_{\text{注1}} \\ + \text{推計消費税額}_{\text{注2}}) - \text{原材料使用額等}$$

注1 消費税を除く内国消費税額

酒税、たばこ税、揮発油税、地方道路税の納付税額または納付すべき税額の合計

注2 推計消費税額

消費税額を推計したものです。

平成12年までは、消費税を含む内国消費税を調査していましたが、平成13年調査より、消費税を除く内国消費税額の調査となったことから、調査項目中「製造品出荷額に占める直接輸出額の割合」を用いて、製造品出荷額等のうち直接輸出分を除いて消費税を推計しています。

平成12年調査以前の付加価値額及び粗付加価値額の算出について

平成12年調査までは、付加価値額の算出に用いる減価償却額の調査を従業員10人以上の事業所で行っていたため、従業員10人以上の事業所で付加価値額を算出し、従業員4～9人の事業所では、粗付加価値額を付加価値額として集計していました。

平成13年調査より、従業員10～29人の事業所における減価償却額の調査が、5年毎（西暦末尾0、5年）と変更になったことにより、付加価値額は従業員30人以上の事業所で算出し、従業員4～29人の事業所では、粗付加価値額を付加価値額として集計しています。

(11) 付加価値率

$$\text{付加価値率} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{生産額} - (\text{消費税を除く内国消費税額}_{\text{注1}} + \text{推計消費税額}_{\text{注2}})} \times 100 (\%)$$

(12) 従業員1人当たりの付加価値額

$$\text{従業員1人当たりの付加価値額} = \frac{\text{付加価値額}}{\text{従業員数}}$$

(13) 製造経費

$$\text{製造経費} = \text{現金給与総額} + \text{原材料使用額等}$$

(14) 有形固定資産

平成14年1年間における数値で、帳簿価額によります。

有形固定資産投資総額

次の計算式により算出した数値です。

なお、平成13年の報告書まで使用していた「設備投資総額」と定義は同じですが、「有形固定資産投資総額」と呼称を変更しました。

$$\text{有形固定資産投資総額} = \text{有形固定資産取得額} + \text{建設仮勘定の増加額} - \text{建設仮勘定の減少額}$$

年初現在高

「土地」と「土地を除く有形固定資産」の年初現在高の合計です。

取得額

有形固定資産の取得額には次の区分があります。

土地

建物・構築物（土木設備、建物附属設備を含む。）

機械・装置（附属設備を含む。）

その他（船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具及び備品等）

除却額

有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等

の額です。

減価償却額

減価償却費として、有形固定資産勘定から控除した金額又は、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた金額です。

建設仮勘定の増加額、減少額及び増減

建設仮勘定の増加額は、建設仮勘定の借方に加えられた額をいい、減少額は、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。

$$\text{建設仮勘定の増減} = \text{建設仮勘定の増加額} - \text{建設仮勘定の減少額}$$

年末現在高

$$\text{年末現在高} = \text{年初現在高} + \text{取得額} - \text{除却額} - \text{減価償却額}$$

集計上の定義

有形固定資産に関連する各項目は、従業者30人以上のみの数値です。

なお、平成13年調査より有形固定資産に関する調査は、従業者10人以上の事業所に対する調査から従業者30人以上の事業所に対する調査となったことから（西暦末尾0、5年を除く）、本書に掲載している平成12年以前の有形固定資産投資総額を、従業者30人以上の数値に組み替えて掲載していますので、過去の報告書等と比較利用する際は注意が必要です。

(15) リース契約による契約額及び支払額

リースとは「賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中原則として中途解約のできないもの」をいいます。

リース契約額

新規に契約したリースのうち、平成14年中にリース物件が納入し検収が完了し、物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額をいい、消費税額を含んだ額です。

リース支払額

平成14年中にリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計額をいい、消費税額を含んだ額です。

集計上の定義

リース契約額及びリース支払額は、従業者30人以上のみの数値です。

(16) 工業用地及び工業用水

敷地面積

事業所で使用（賃借を含む）している敷地面積の合計です。

建築面積

事業所敷地面積内に所在する建築物の建築面積の合計です。

延べ建築面積

敷地面積内に所在する建築物の各階面積の合計です。

総用水量

事業所内で使用した平成14年中の淡水と海水の総使用量を、事業所の年間の操業日数で割った1日当たりの使用量を合計したものです。

水源別用水量

事業所内で使用した平成14年中の淡水の総使用量を水源別に5種類（工業用水道、上水道、井戸水、その他の淡水及び回収水）に区分し、それぞれ事業所の年間の操業

日数で割った1日当たりの使用量を合計したものです。

水源別用水量

事業所内で使用した平成14年中の淡水の総使用量を用途別に5種類（ボイラ用水、原料用水、製品処理用水・洗じょう用水、冷却用水・温調用水及びその他）に区分し、それぞれ事業所の年間操業日数で割った1日当たりの使用量を合計したものです。

集計上の定義

工業用地及び工業用水に関する数値は、従業者30人以上のみの数値です。

3 統計表中の産業中分類名

平成14年工業統計調査より、日本標準産業分類の第11回改訂（平成14年3月改訂）に伴う新工業統計調査用産業分類を適用しています。

09 食料 ... 食料品製造業	21 なめし革 ... なめし革・同製品・毛皮製造業
10 飲料 ... 飲料・たばこ・飼料製造業	22 窯業 ... 窯業・土石製品製造業
11 繊維 ... 繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	23 鉄鋼 ... 鉄鋼業
12 衣服 ... 衣服・その他の繊維製品製造業	24 非鉄 ... 非鉄金属製造業
13 木材 ... 木材・木製品製造業（家具を除く）	25 金属製 ... 金属製品製造業
14 家具 ... 家具・装備品製造業	26 一般機 ... 一般機械器具製造業
15 紙製 ... パルプ・紙・紙加工品製造業	27 電気機 ... 電気機械器具製造業
16 印刷 ... 印刷・同関連業	28 情報機 ... 情報通信機械器具製造業
17 化学 ... 化学工業	29 電子部 ... 電子部品・デバイス製造業
18 石油 ... 石油製品・石炭製品製造業	30 輸送機 ... 輸送用機械器具製造業
19 プラスチック ... プラスチック製品製造業（別掲を除く）	31 精密機 ... 精密機械器具製造業
20 ゴム ... ゴム製品製造業	32 そ の 他 ... その他の製造業

4 工業統計調査用産業分類の改訂の概要

(1) 工業統計調査用産業中分類新旧対応表

番号	旧産業中分類名	番号	新産業中分類名
12	食料品製造業	09	食料品製造業
13	飲料・たばこ・飼料製造業	10	飲料・たばこ・飼料製造業
14	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）	11	繊維工業（衣服、その他の繊維製品を除く）
15	衣服・その他の繊維製品製造業	12	衣服・その他の繊維製品製造業
16	木材・木製品製造業（家具を除く）	13	木材・木製品製造業（家具を除く）
17	家具・装備品製造業	14	家具・装備品製造業
18	パルプ・紙・紙加工品製造業	15	パルプ・紙・紙加工品製造業
19	出版・印刷・同関連産業	16	印刷・同関連業
20	化学工業	17	化学工業
21	石油製品・石炭製品製造業	18	石油製品・石炭製品製造業
22	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	19	プラスチック製品製造業（別掲を除く）
23	ゴム製品製造業	20	ゴム製品製造業
24	なめし革・同製品・毛皮製造業	21	なめし革・同製品・毛皮製造業
25	窯業・土石製品製造業	22	窯業・土石製品製造業
26	鉄鋼業	23	鉄鋼業
27	非鉄金属製造業	24	非鉄金属製造業
28	金属製品製造業	25	金属製品製造業
29	一般機械器具製造業	26	一般機械器具製造業
30	電気機械器具製造業	27	電気機械器具製造業
31	輸送用機械器具製造業	28	情報通信機械器具製造業
32	精密機械器具製造業	29	電子部品・デバイス製造業
33	武器製造業	30	輸送用機械器具製造業
34	その他の製造業	31	精密機械器具製造業
		32	その他の製造業

注：旧細分類「1294こうじ・種こうじ・麦芽・もやし製造業」のうち、もやし製造のみ、産業大分類「A・農業」へ移行
 旧小分類「191新聞業」、「192出版業」は、産業大分類「H・情報通信業」へ移行
 分割：27, 28, 29
 統合：33, 34

(2) 産業分類改訂に伴う時系列比較上の留意点

今回の産業分類の改訂により、分割された中分類（旧；30 新；27、28、29）及び統合された中分類（旧；33、34 新；32）については、本文中の平成11年、12年及び13年の数値を新中分類へ組み替えて掲載しています。

また、定義が一部変更となった中分類のうち、旧中分類「19 出版・印刷・同関連産業」中の「191 新聞業」及び「192 出版業」に格付されていた事業所に関する数値は、新中分類の定義にあわせて、本文中の平成11年、12年及び13年の数値から除いて掲載しています。従って、過去の報告書等と比較する際には注意が必要です。

5 産業3類型

本文中の産業3類型は次のとおりです。

基礎素材型 ... 木材、紙製品、化学、石油、プラスチック、ゴム、窯業、鉄鋼、非鉄、金属製品

加工組立型 ... 一般機械、電気機械、情報機器、電子部品、輸送機械、精密機械

生活関連型 ... 食料、飲料、繊維、衣服、家具、印刷、なめし革、その他

6 統計表中の符号の用法

「 - 」	該当数値のないもの
「 ... 」	資料のないもの、又は計算不能のもの
「 0 」、「 -0 」、「 0.0 」、「 -0.0 」	端数四捨五入による単位未満のもの
「 X 」	1又は2の事業所に関する数値であるため、これをこのまま掲げると、個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるので秘匿した箇所です。また、3以上の事業所に関する数値でも、秘匿した1または2の事業所に関する数値が前後の関係から判明する箇所は「 X 」で表しています。

7 その他

- (1) 統計表の数値は、単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の合計が一致しないことがあります。
- (2) この報告書の数値は、後日経済産業省から公表される数値と相違する場合があります。